

地方消費税率引上げ分の使途について(令和7年度予算)

消費税率の5%から10%への引上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり、社会保障施策に要する経費に充てています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障分) 23,500 千円

(歳出)

(単位:千円)

項 目		予算額	財 源			
			特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	168,037	64,653	103,384	10,900	92,484
	老人福祉費	44,174	10,824	33,350	3,500	29,850
児童福祉費	保育所費	87,632	17,741	69,891	7,300	62,591
	子育て支援事業費	26,954	18,267	8,687	1,000	7,687
社会教育費	児童館・生涯学習施設費	13,968	6,060	7,908	800	7,108
合 計		340,765	117,545	223,220	23,500	199,720